

飯豊町国民保護計画

平成19年2月

飯 豊 町

目 次

| | | |
|-----|------------------------|----|
| 第1編 | 総論 | 1 |
| 第1章 | 町の責務、計画の位置づけ、構成等 | 1 |
| 1 | 町の責務及び市（町村）国民保護計画の位置づけ | 1 |
| 2 | 町国民保護計画の趣旨 | 2 |
| 3 | 町国民保護計画の構成及び作成上の留意事項 | 2 |
| 第2章 | 国民保護措置に関する基本方針 | 2 |
| 1 | 国民保護措置に係る基本方針 | 3 |
| 2 | その他留意事項 | 4 |
| 第3章 | 関係機関の事務又は業務の大綱等 | 5 |
| 1 | 町及び関係機関の役割の概要 | 5 |
| 2 | 町の事務 | 5 |
| 3 | 関係機関の連絡先等の把握 | 6 |
| 第4章 | 町の地理的、社会的特徴 | 7 |
| 第5章 | 町国民保護計画が対象とする事態 | 10 |
| 1 | 町国民保護計画が対象とする事態 | 10 |
| 2 | 武力攻撃事態 | 10 |
| 3 | 緊急処理事態 | 13 |
| 4 | 本県及び本町において特に留意すべき事項 | 14 |
| 第2編 | 平素からの備えや予防 | 15 |
| 第1章 | 組織・体制の整備等 | 15 |
| 第1 | 町における組織・体制の整備 | 15 |
| 1 | 町の各課における平素の業務 | 15 |
| 2 | 町職員の参集基準等 | 16 |
| 3 | 消防機関の体制 | 18 |
| 4 | 国民の権利利益の救済に係る手続等 | 18 |
| 第2 | 関係機関との連携体制の整備 | 19 |
| 1 | 基本的考え方 | 19 |
| 2 | 県との連携 | 19 |
| 3 | 近接市町との連携 | 20 |
| 4 | 指定公共機関、指定地方公共機関等との連携 | 20 |
| 5 | ボランティア団体等に対する支援 | 21 |
| 第3 | 通信の確保 | 21 |
| 第4 | 情報収集・提供等の体制整備 | 21 |
| 1 | 基本的考え方 | 21 |
| 2 | 警報等の伝達に必要な準備 | 22 |
| 3 | 安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備 | 23 |

| | | |
|-----|--------------------------------|----|
| 4 | 被災情報の収集・報告に必要な準備 | 24 |
| 第5 | 研修及び訓練 | 25 |
| 1 | 研修 | 25 |
| 2 | 訓練 | 25 |
| 第2章 | 避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え | 27 |
| 1 | 避難に関する基本的事項 | 27 |
| 2 | 避難実施要領のパターンの作成 | 28 |
| 3 | 救援に関する基本的事項 | 28 |
| 4 | 運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等 | 28 |
| 5 | 避難施設の指定への協力 | 29 |
| 6 | 生活関連等施設の把握等 | 29 |
| 第3章 | 物資及び資材の備蓄、整備 | 29 |
| 1 | 町における備蓄 | 29 |
| 2 | 町が管理する施設及び設備の整備及び点検等 | 30 |
| 第4章 | 国民保護に関する啓発 | 30 |
| 1 | 国民保護措置に関する啓発 | 30 |
| 2 | 武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発 | 31 |
| 第3編 | 武力攻撃事態等への対処 | 32 |
| 第1章 | 初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置 | 32 |
| 1 | 事態認定前における緊急事態連絡室（仮称）等の設置及び初動措置 | 32 |
| 2 | 武力攻撃等の兆候に関する連絡があった場合の対応 | 34 |
| 第2章 | 町対策本部の設置等 | 34 |
| 1 | 町対策本部の設置 | 34 |
| 2 | 通信の確保 | 37 |
| 第3章 | 関係機関相互の連携 | 38 |
| 1 | 国・県の対策本部との連携 | 38 |
| 2 | 知事、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長等への措置要請等 | 38 |
| 3 | 自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等 | 39 |
| 4 | 他の市町村長等に対する応援の要求、事務の委託 | 39 |
| 5 | 指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請 | 40 |
| 6 | 町の行う応援等 | 40 |
| 7 | ボランティア団体等に対する支援等 | 40 |
| 8 | 住民への協力要請 | 41 |
| 第4章 | 警報及び避難の指示等 | 41 |
| 第1 | 警報の伝達等 | 41 |
| 1 | 警報の内容の伝達等 | 41 |
| 2 | 警報の内容の伝達方法 | 42 |
| 3 | 緊急通報の伝達及び通知 | 43 |

| | | |
|------|-----------------------|----|
| 第2章 | 避難住民の誘導等 | 43 |
| 1 | 避難の指示の通知・伝達 | 43 |
| 2 | 避難実施要領の策定 | 44 |
| 3 | 避難住民の誘導 | 47 |
| 第5章 | 救援 | 52 |
| 1 | 救援の実施 | 52 |
| 2 | 関係機関との連携 | 53 |
| 3 | 救援の内容 | 53 |
| 第6章 | 安否情報の収集・提供 | 54 |
| 1 | 安否情報の収集 | 54 |
| 2 | 県に対する報告 | 55 |
| 3 | 安否情報の照会に対する回答 | 55 |
| 4 | 日本赤十字社に対する協力 | 56 |
| 第7章 | 武力攻撃災害への対処 | 56 |
| 第1節 | 武力攻撃災害への対処 | 56 |
| 1 | 武力攻撃災害への対処の基本的考え方 | 56 |
| 2 | 武力攻撃災害の兆候の通報 | 56 |
| 第2節 | 応急措置等 | 57 |
| 1 | 退避の指示 | 57 |
| 2 | 警戒区域の設定 | 58 |
| 3 | 応急公用負担等 | 59 |
| 4 | 消防に関する措置等 | 60 |
| 第3節 | 生活関連等施設における災害への対処等 | 61 |
| 1 | 生活関連等施設の安全確保 | 61 |
| 2 | 危険物質等に係る武力攻撃災害の防止及び防除 | 62 |
| 第4節 | NBC攻撃による災害への対処等 | 63 |
| 1 | NBC攻撃による災害への対処 | 63 |
| 第8章 | 被災情報の収集及び報告 | 65 |
| 第9章 | 保健衛生の確保その他の措置 | 67 |
| 1 | 保健衛生の確保 | 67 |
| 2 | 廃棄物の処理 | 68 |
| 第10章 | 国民生活の安定に関する措置 | 68 |
| 1 | 生活関連物資等の価格安定 | 68 |
| 2 | 避難住民等の生活安定等 | 68 |
| 3 | 生活基盤等の確保 | 69 |
| 第11章 | 特殊標章等の交付及び管理 | 69 |
| 第4編 | 復旧等 | 72 |
| 第1章 | 応急の復旧 | 72 |
| 1 | 基本的考え方 | 72 |

| | | |
|-----|---------------------------|-----|
| 2 | 公共的施設の応急の復旧 | 7 2 |
| 第2章 | 武力攻撃災害の復旧 | 7 2 |
| 第3章 | 国民保護措置に要した費用の支弁等 | 7 3 |
| 1 | 国民保護措置に要した費用の支弁、国への負担金の請求 | 7 3 |
| 2 | 損失補償及び損害補償 | 7 3 |
| 3 | 総合調整及び指示に係る損失の補てん | 7 3 |
| 第5編 | 緊急対処事態への対処 | 7 5 |
| 1 | 緊急対処事態への対処 | 7 5 |
| 2 | 緊急対処保護措置の実施に関する基本的事項 | 7 5 |
| 3 | 緊急対処事態における警報の通知及び伝達 | 7 5 |
| 4 | 特殊標章等の取扱い | 7 6 |
| 5 | 国民経済上の措置の取扱い | 7 6 |
| 6 | 備蓄、避難施設等に係る取扱い | 7 6 |

用語集

1 法令等関係

| 用語 | 意義 |
|------------------------|--|
| 国民保護法 | 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号） 武力攻撃事態等において武力攻撃から国民の生命・身体・財産を保護するため、国・地方公共団体等の責務、住民の避難に関する措置、避難住民等の救援に関する措置、武力攻撃災害への対処に関する措置及びその他の国民保護措置等に関し必要な事項を定めている。 |
| 事態対処法 | 武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国民の安全の確保に関する法律（平成15年法律第79号） 武力攻撃事態等（武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態）への対処について、基本理念、国、地方公共団体等の責務、国民の協力その他の基本となる事項、武力攻撃事態への対処に関して必要となる法制の整備に関する事項などを定めている。 |
| 特定公共施設利用法 | 武力攻撃事態等における特定公共施設等の利用に関する法律（平成16年法律第114号） 武力攻撃事態等における対処措置等の的確かつ迅速な実施を図ることを目的として、特定公共施設等の利用に関する指針の策定その他の必要な事項を定めている。 |
| 災害対策基本法 | 災害対策基本法（昭和36年法律第223号） 国土をはじめ国民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、防災に関し、国、地方公共団体及びその他の公共機関を通じて必要な体制を確立するとともに防災計画など災害対策の基本を定めている。 |
| 国民保護法施行令 | 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成16年政令第275号） |
| 事態対処法施行令 | 武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国民の安全の確保に関する法律施行令（平成15年政令第252号） |
| 安否情報省令 | 武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手続きその他の必要な事項を定める省令 |
| 国際的な武力紛争において適用される国際人道法 | 1949年8月12日のジュネーブ諸条約、ジュネーブ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（第一追加議定書）等人道的考慮に基づいて作成された国際法のうち国際的な武力紛争において適用されるものをいう。 |
| 国民の保護に関する基本指針 | 政府が、武力攻撃事態等（緊急対処事態）に備えて、国民保護措置（緊急対処保護措置）の実施に関し、あらかじめ定める基本的な指針をいう。（国民保護法第32条、第182条） |
| 飯豊町地域防災計画 | 町の区域並びに住民の生命、身体及び財産を災害から保護するために作成する防災に関する計画（災害対策基本法第5条、第42条） |

2 武力攻撃関係

| 用語 | 意義 |
|------------------|---|
| 武力攻撃 | 我が国に対する外部からの武力攻撃をいう。 (国民保護法第2条第1項, 事態対処法第2条第1号) |
| 武力攻撃事態 | 武力攻撃が発生した事態又は武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態をいう。 (国民保護法第2条第1項, 事態対処法第2条第2号) |
| 武力攻撃予測事態 | 武力攻撃事態には至っていないが, 事態が緊迫し, 武力攻撃が予測されるに至った事態をいう。 (国民保護法第2条第1項, 事態対処法第2条第3号) |
| 武力攻撃事態等 | 武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態をいう。 (国民保護法第2条第1項, 事態対処法第1条) |
| 緊急対処事態 | 武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態(後目対処基本方針において武力攻撃事態であることの認定が行われることとなる事態を含む。)であって, 国家として緊急に対処することが必要なものをいう。 (国民保護法第172条第1項, 事態対処法第25条第1項) |
| 武力攻撃災害 | 武力攻撃により直接または間接に生ずる人の死亡又は負傷, 火事, 爆発, 放射性物質の放出その他の人的又は物的災害をいう。 (国民保護法第2条第4項) |
| 緊急対処事態における災害 | 武力攻撃に準ずる攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷, 火事, 爆発, 放射性物質の放出その他の人的又は物的災害をいう。 (国民保護法183条、同法第14条準用) |
| NBC | 「Nuclear」(核), 「Biological」(生物), 「Chemical」(化学)の略称をいう。 |
| NBC攻撃 | 核兵器等又は生物剤若しくは化学剤を用いた兵器による攻撃をいう。 |
| ダーティボム (汚い爆弾) | 爆薬と放射性物質を組み合わせたものをいう。 核兵器に比して小規模ではあるが, 爆薬による爆発の被害と放射能による被害をもたらす。 |

3 機関等関係

| 用語 | 意義 |
|----------|---|
| 町国民保護協議会 | 町における国民保護措置に関する重要事項を審議するとともに 町国民保護計画を作成するための諮問機関として設置される協議会をいう。 (国民保護法第37条) |
| 指定行政機関 | 次に掲げる機関で, 事態対処法施行令で定めるものをいう。 ・内閣府, 宮内庁並びに内閣府設置法(平成11年法律第89号)第49条第1項及び第2項に規定する機関並びに国家行政組織法(昭和23年法律第120号)第3条第2項に規定する機関 |

| | |
|----------|---|
| | <ul style="list-style-type: none"> ・内閣府設置法第37条及び第54条並びに宮内庁法（昭和22年法律第70号）第16条第1項並びに国家行政組織法第8条に規定する機関 ・内閣府設置法第39条及び第55条並びに宮内庁法第16条第2項並びに国家行政組織法第8条の2に規定する機関 ・内閣府設置法第40条及び第56条並びに国家行政組織法第8条の3に規定する機関 <p>（事態対処法第2条第4号）</p> |
| 指定地方行政機関 | <p>指定行政機関の地方支分部局（内閣府設置法第43条及び第57条（宮内庁法第18条第1項において準用する場合を含む。）並びに宮内庁法第17条第1項並びに国家行政組織法第9条の地方支分部局をいう。）</p> <p>その他の国の地方行政機関であって、事態対処法執行令で定めるものをいう。</p> <p>（事態対処法第2条第5号）</p> |
| 指定公共機関 | <p>独立行政法人（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人をいう。）日本銀行，日本赤十字社，日本放送協会その他の公共的機関及び電気，ガス，輸送，通信その他の公益的事業を営む法人であって、事態対処法施行令で定めるものをいう。</p> <p>（事態対処法第2条第6号）</p> |
| 指定地方公共機関 | <p>町の区域において電気，ガス，輸送，通信，医療その他の公益的事業を営む法人，地方道路公社（地方道路公社法（昭和45年法律第82号）第1条の地方道路公社をいう。）その他の公共的施設を管理する法人及び地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項の地方独立行政法人をいう。）であって、あらかじめ当該法人の意見を聴いて知事が指定するものをいう。</p> <p>（国民保護法第2条第2号）</p> |

4 住民関係

| 用語 | 意義 |
|---------|--|
| 避難住民等 | <p>避難住民及び武力攻撃被害による被災者をいう。</p> <p>（国民保護法第75条第1項）</p> |
| 災害時要援護者 | <p>次のいずれかに該当する者をいう。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 自分の身に危険が差し迫った場合，それを察知する能力がない，もしくは困難な人 ・ 自分の身に危険が差し迫った場合，それを察知して救助者に伝えることができない，もしくは困難な人 ・ 危険を知らせる情報を受け取ることができない，もしくは困難な人 ・ 危険を知らせる情報が送られてもそれに対応して行動することができない，もしくは困難な人 <p>具体的には，高齢者，障害者，乳幼児，外国人等が考えられる。</p> |
| 自主防災組織 | <p>大規模災害等の発生による被害を防止し，軽減するために地域住民が</p> |

| | |
|--|--|
| | 連帯し、協力し合って「自らのまちは自ら守る」という精神により、効果的な防災活動を実施することを目的に結成された組織をいう。 (災害対策基本法第5条第2項) |
|--|--|

5 措置関係

| 用語 | 意義 |
|-----------------|--|
| 対処基本方針 | 武力攻撃事態等に至ったときに政府がその対処に関して定める基本的な方針をいう。 (国民保護法第2条第1項, 事態対処法第9条第1項) |
| 利用方針 | 国対策本部長が、武力攻撃事態等において、対処措置等の的確かつ迅速な実施を図るため、対処基本方針に基づいて定めることができる港湾施設、飛行場施設、道路、海域、空域及び電波の利用に関するそれぞれの指針をいう。 (特定公共施設利用法第6条, 第10条, 第12条, 第13条, 第15条, 第17条) |
| 緊急対処事態対処方針 | 緊急対処事態に至ったときに政府が定める緊急対処事態に関する対処方針をいう。 (国民保護法第172条第1項, 事態対処法第25条第1項) |
| 国(武力攻撃事態等)対策本部 | 対処基本方針に係る対処措置の実施を推進するために設置する対策本部をいう。 (事態対処法第10条) |
| 国(武力攻撃事態等)対策本部長 | 国(武力攻撃事態等)対策本部の長をいう。(内閣総理大臣(内閣総理大臣に事故があるときは、そのあらかじめ指名する国務大臣)をもって充てる。) (事態対処法第11条) |
| 町(国民保護)対策本部 | 町の区域に係る国民保護措置の総合的な推進を行うために設置する対策本部をいう。 (国民保護法第27条) |
| 町(国民保護)対策本部長 | 町(国民保護)対策本部の長をいう。(町長をもって充てる。) (国民保護法第28条) |
| 町緊急対処事態対策本部 | 町の区域に係る緊急対処保護措置の総合的な推進を行うために設置する対策本部をいう。 (国民保護法第183条(同法第27条準用)) |
| 町緊急対処事態対策本部長 | 町緊急対処事態対策本部の長をいう。(町長をもって充てる。) (国民保護法第183条(同法第28条準用)) |
| 国民保護措置 | 対処基本方針が定められてから廃止されるまでの間に、指定行政機関、地方公共団体又は指定公共機関若しくは指定地方公共機関が法律の規定に基づいて実施する事態対処法第22条第1号に掲げる措置(同号へに掲げる措置に合っては、対処基本方針が廃止された後これらの者が法律の規定に基づいて実施するものを含む。)をいう。 (国民保護法第2条第3項) |

| | |
|-------------|--|
| 緊急対処保護措置 | <p>緊急処理事態対処方針が定められてから廃止されるまでの間に 指定行政機関、地方公共団体又は指定公共機関若しくは指定地方公共機関が国民保護法第183条において準用する国民保護法の規定に基づいて実施する事態対処法第25条第3項第2号に掲げる措置(緊急処理事態対処方針が廃止された後これらの者が法律の規定に基づいて実施する被害の復旧に関する措置を含む。)その他これらの者が当該措置に関し国民の保護のための措置に準じて法律の規定に基づいて実施する措置をいう。</p> <p>(国民保護法第172条第1項)</p> |
| 要避難地域 | <p>住民の避難が必要な地域をいう。</p> <p>(国民保護法第52条第2項第1号)</p> |
| 避難先地域 | <p>住民の避難先となる地域(住民の避難の経路となる地域を含む。)をいう。</p> <p>(国民保護法第52条第2項第2号)</p> |
| 緊急物資 | <p>避難住民等の救援に必要な物資及び資材その他国民保護措置の実施にあたって必要な物資及び資材をいう。</p> <p>(国民保護法第79条第1項)</p> |
| 特定物資 | <p>救援の実施に必要な物資(医療品、食料、寝具その他国民保護法施行令で定める物資に限る。)であって生産、集荷、販売、配給、保管又は輸送を業とする者が取り扱うものをいう。</p> <p>(国民保護法第81条第1項)</p> |
| 生活関連等施設 | <p>次のいずれかに該当する施設で、国民保護法施行令で定めるものをいう。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国民生活に関連を有する施設で、その安全を確保しなければ国民生活に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるもの ・その安全を確保しなければ周囲の地域に著しい被害を生じさせるおそれがあると認められる施設 <p>(国民保護法第102条第1項)</p> |
| 危険物資等 | <p>引火若しくは爆発又は空気中への飛散若しくは周辺地域への流出により人の生命、身体、又は財産に対する危険が生ずるおそれがある物質(生物を含む。)で、国民保護法施行令で定めるものをいう。</p> <p>(国民保護法第103条第1項)</p> |
| 防災行政無線 | <p>・都道府県防災行政無線</p> <p>都道府県、市町村等との間での地域防災計画に基づく災害情報の収集、伝達を行うために整備されている無線通信網</p> <p>・市町村防災行政無線</p> <p>災害が発生した場合、市町村が災害情報の収集を行うほか、地域住民に対して直接情報伝達を行うことを目的として設置される無通信網</p> |
| (同報系防災行政無線) | <p>市町村庁舎と屋外拡声器や家庭内の戸別受信機を結び、市町村役場から地域住民への災害情報の伝達に活用する無線通信網のことをいう。</p> |